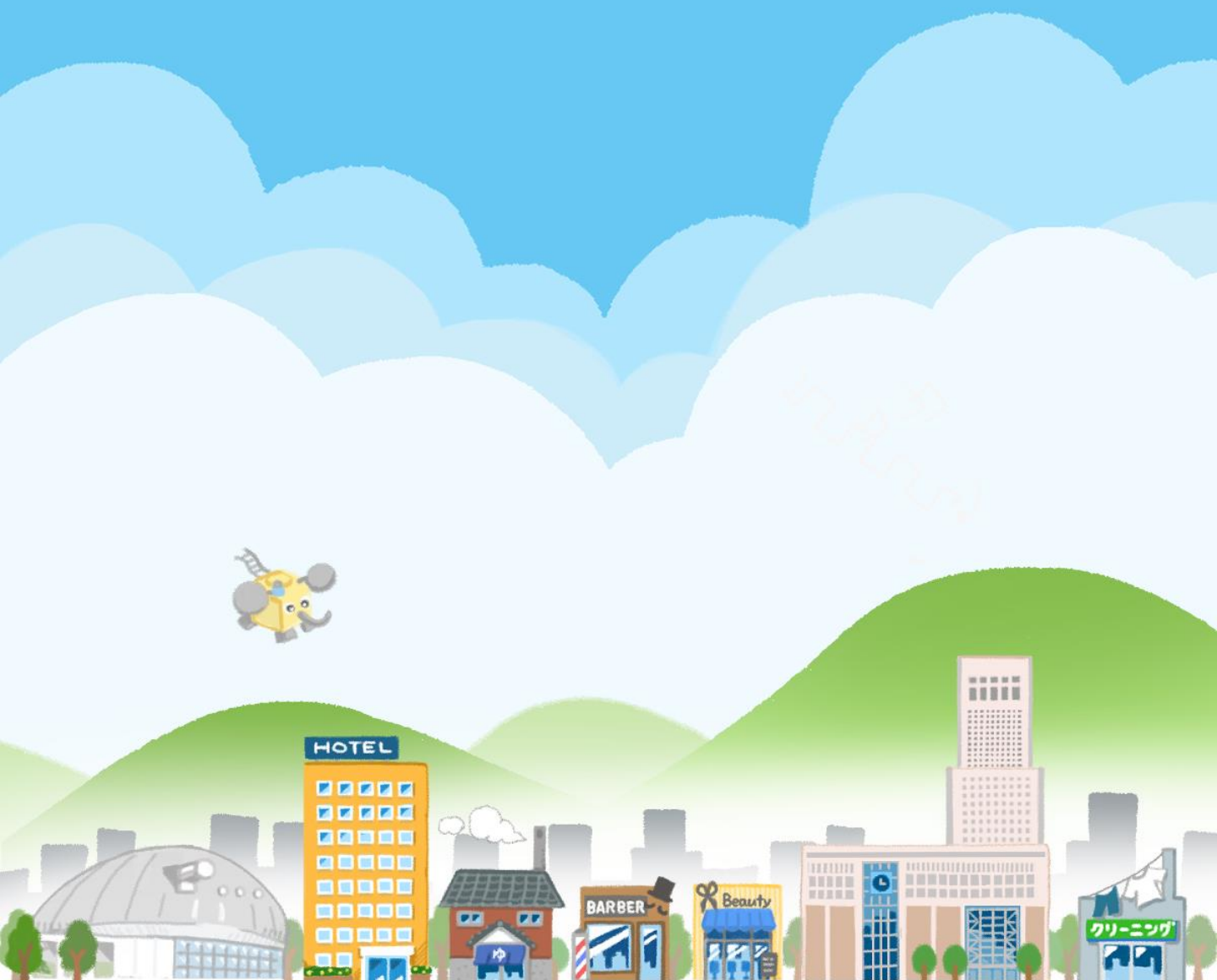


令和7年度 生活環境課事業計画



1 はじめに

札幌市保健所の生活環境課の仕事を勉強するために
来ました！
生活環境課では「環境衛生」に関する仕事をしていると
聞きました。「環境衛生」って何ですか？



「環境」…私たちの身のまわりのこと
「衛生」…健康を守り、より良くすること



つまり、「環境衛生」とは、健康を守るために、
身の回りの状況をより良くしていくことを指します。

生活環境課ではこんな仕事を担当しています

理容所・美容所
クリーニング所
ホテル・旅館
公衆浴場・劇場等

**営業施設に
対する監視指導**

コインランドリー
プール
民泊*
受水槽・飲料水
大きな建物

衛生保持のための指導

*住宅宿泊事業法に基づく届出住宅

家庭における
衛生害虫や
シックハウス症候群

相談対応



生活環境課では、みなさんが快適で健康な生活を送れるよう、お店などに立入りをして、衛生状態のチェックや指導を行っています。
また、みなさんからのご相談に対するアドバイスも行っています。

クリーニング

2 計画のポイント



今年度は、
主に、このような事業に取り組みます！

- 1 環境衛生営業施設の監視・指導
- 2 入浴施設のレジオネラ症防止対策
- 3 飲料水の衛生指導
- 4 特定建築物の衛生指導



1:35 / 3:40



各事業の内容は、
次のページから詳しく説明します。

① 環境衛生営業施設の監視・指導



札幌市内の環境衛生営業施設は約7,800施設となっています。各施設の衛生水準はおおむね一定のレベルに達していますが、サービスやコストを追求するあまり、衛生管理がおろそかになりがちな施設もあります。

このため、環境衛生監視員が各施設へ立入り等を行い、確認と指導を行います。

用語解説

環境衛生営業施設

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、ホテル・旅館、プール、劇場などの施設のことをいいます。

すごくたくさんのお店があるんですね！
一つ一つまわるのは大変そうですが、札幌市内全部のお店に行っているのですか？



施設の数が多く、チェックする項目もたくさんあるので、1年間に全部まわるのは難しいです。そこで、業種ごとにメリハリをつけて、次のページの表のように立入計画を立てています。また、市民相談や施設の衛生管理状況などに応じて、計画以外にも立入りを行っています。



令和7年度 定期立入計画（環境衛生営業施設）

施設	施設数*	立入頻度
理容所	1,529	必要に応じて
美容所	3,810	必要に応じて
クリーニング所	679 (うち取次所 514)	4年に1回 (取次所適宜)
興行場	55	4年に1回
旅館	524	事業形態に応じて2～4年に1回
公衆浴場	278	事業形態に応じて2～4年に1回
コインランドリー	254	5年に1回
プール	53	3年に1回
化製場等	2	2年に1回
温泉利用施設	591	適宜
胞衣産わい物収集処理事業	7	適宜
総計	7,782	

* 施設数は令和7年2月28日現在

理容所や美容所は特に施設が多いですね。
どのように施設の管理状況を確認する
のですか？



環境衛生監視員による立入りに加えて、保健所
から施設にお送りする自主点検依頼（**自主点検
推進事業**）により、施設の管理状況を確認してい
ます。

人から言われるより、自分でチェックした方が
衛生管理の意識が身につくやすそうですね！



用語解説

自主点検推進事業

理・美容所に対して、施
設の衛生管理等に関する
自主点検報告書の提出を
お願いしております。
消毒方法の確認や、必要
な設備が備わっているか、
従業員の更新がないかな
どを報告いただいています。

② 入浴施設のレジオネラ症防止対策



レジオネラ症患者の発生報告は、全国的に増加しています。特に、銭湯や旅館などの入浴施設で発生した場合には、一度に多くの人々が感染してしまうこともあるので、それぞれの施設でしっかり対策をとってもらう必要があります。札幌市では、「**札幌市レジオネラ属菌自主検査指導要領**」に基づいて、入浴施設の立入りと指導を行っています。

用語解説

レジオネラ症

レジオネラ属菌を含んだ水しぶきなどを吸い込むことによって引き起こされる感染症です。症状としては、高熱・呼吸困難・筋肉痛・吐き気・下痢・意識障害で、急激に重症になり、死亡することもあります。レジオネラ属菌については以下をご覧ください。

レジオネラ属菌とは？

レジオネラ属菌は土壌や河川、水たまりなど自然界に広く存在しています。一般的に15℃～45℃の範囲で増殖し、特に36℃くらいの温度を最も好みます。

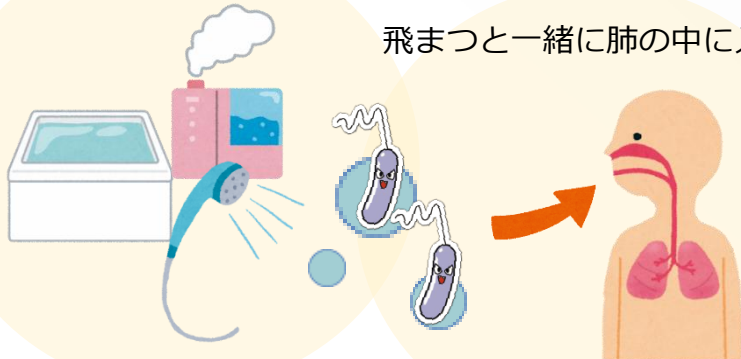
レジオネラ属菌は、他の細菌や藻類から栄養を吸収したり、アメーバに寄生したりして増殖します。循環式浴槽水や加湿器・シャワーの水、空調設備の冷却塔の水が汚れていると、アメーバが発生し、その中でレジオネラ属菌が大量に増えてしまいます。



レジオネラ属菌
(イメージ図)

増えたレジオネラ属菌が…

飛まつと一緒に肺の中に入り…



レジオネラ症を発症します



一般のご家庭でも循環式浴槽、加湿器などの適切な管理を心がけましょう

施設がレジオネラ症の対策をしているのか、
どうやって確認しているのですか？



銭湯や旅館などの入浴施設に、レジオネラ属菌の自主検査を行うとともに、その結果を報告するようにお願いして、報告内容をチェックしています。

また、立入りを行った時には、レジオネラ症を防止するための対策をきちんと行っているか、日常の管理について調査しています。

適切な衛生管理をするために、もっと詳しくレジオネラ症について知りたいのですが、
そのような機会がありますか？



営業者や従業員の方々が、レジオネラ症に関する知識を深め、適切な対応ができるよう、
ご要望に応じて講習会を行います。

講習会なら、施設の代表者だけでなく従業員全員に見てもらうこともできそうですね。
入浴施設に関わる多くの方が、レジオネラの知識を持ってくれれば、私たちも安心して利用できると思います！



用語解説

札幌市レジオネラ属菌 自主検査指導要領

入浴施設に対して、レジオネラ属菌の検査を行うことと、その検査結果の報告を求めています。
適切に検査を行っている施設には、その証として、以下のような確認証を交付しています。



③ 飲料水の衛生指導(井戸水)

札幌市内には、井戸水を飲み水として使っている施設が多いと聞いたことがありますが、本当ですか？



現在、札幌市内には、井戸水や湧き水などに消毒等の処理をして、飲み水として使っている**専用水道**や**飲用井戸等施設**が、約400施設あります。

札幌市の水道水を利用している施設には、浄水場で処理された安全な水が届きますが、井戸水などを使う場合には、施設の所有者が安全な水となるように管理しなければなりません。

安心してお水が飲めるよう、しっかり管理してほしいですね…。

生活環境課では、井戸水を使う施設にどのようなアドバイスをしていますか？



建物を建てる前には、井戸や飲み水を貯めておく**受水槽**の構造が、基準を満たしているか確認しています。

建物が完成した後には、検査や清掃の回数、飲み水の基準などを守るように指導しています。特に、受水槽が建物の地下に埋まっている場合は、点検が難しく、飲み水の異常に気づきにくいので、より徹底した衛生管理を行うように指導しています。



用語解説

専用水道

井戸水、湧き水などを飲み水として使っている施設のうち、居住者が100人を超える、または1日に給水することができる最大の水量が20m³を超える施設のことをいいます。また、札幌市の水道水を使っている場合、水道管や受水槽の構造が特別な場合は、専用水道となります。

飲用井戸等施設

井戸水、湧き水などを飲み水として使っている施設のうち、専用水道に当てはまらない小規模の施設のことをいいます。ただし、個人宅で井戸水を使っている場合は除きます。

受水槽

建物内で使う飲み水を一時的にためておく水槽のことをいい、「床置型受水槽」と建物の地下に埋まっている「床下型受水槽」があります。建物の所有者が責任を持って管理する必要があり、点検や清掃などの基準が定められています。

③ 飲料水の衛生指導(水道水)

私の通っている学校には、水道水を貯めている受水槽があります。水道水の場合でも、受水槽の水は管理されているのでしょうか。



受水槽がある施設については、札幌市水道水が供給されていても、指導を行っています。



水道水の受水槽がある施設にはどのような指導を行っているのですか。



札幌市水道水を利用している施設のうち、受水槽を設置している簡易専用水道や小規模貯水槽水道施設については、井戸水などを飲み水として使っている施設と同様に、受水槽の構造の確認や水質検査、受水槽の衛生管理の方法などについて指導しています。



用語解説

簡易専用水道

水道水のみを使用し、受水槽の有効容量が10m³を超えるものをいいます。毎年1回以上定期的に、法定検査の受検及び受水槽清掃を実施する義務があります。

小規模貯水槽水道施設

水道水のみを使用し、受水槽の有効容量が10m³以下のものをいいます。

令和7年度 定期立入計画（飲料水関係施設）

施設	施設数*	立入頻度
専用水道	261	6年に1回程度
飲用井戸等施設	150	3年に1回程度
簡易専用水道	2,997	適宜
小規模貯水槽水道施設	2,912	適宜

* 施設数は令和6年3月31日現在

④ 特定建築物の衛生指導

新型コロナウイルスが流行した時、換気が大切ということがわかりました。デパートなど、人のたくさん集まる建物での換気はチェックされているのでしょうか。



札幌市内には、約1,100棟の**特定建築物**とよばれる大きな建物があります。
特定建築物では、利用者が快適に過ごせるように、**建築物衛生法**に従って、空気環境や水質等の衛生管理を行わなければいけません。



特定建築物には、どのような指導をしているのですか？



建物を建てる前には、換気設備などの空調設備や受水槽などの衛生設備の構造が、基準を満たしているか確認しています。
建物が完成した後には、定期的に立入を行い、空気環境や、水質等の衛生管理の方法について指導しています。



用語解説

特定建築物

事務所、学校、店舗、旅館などの建物のうち、延べ床面積が3,000㎡以上（小・中・高校や大学などは8,000㎡以上）のものをいいます。

建築物衛生法

正式名称は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」といいます。水質検査、排水設備の清掃、空気環境の測定、ねずみ昆虫等の発生予防・駆除など、建物全体の衛生管理の基準が定められています。

令和7年度 定期立入計画（特定建築物）

施設	施設数	立入頻度
特定建築物	1,137	6年に1回程度

* 施設数は令和6年3月31日現在





このほかにも、生活環境課では、市民のみなさんの健康で快適な暮らしを守るために、様々な仕事を行っています。
わからないことがありましたら、どうぞお気軽にご相談ください。



令和7年度 札幌市保健所生活環境課事業計画

発行日 令和7年3月31日

発行・編集 札幌市保健所生活環境課

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 3F

TEL：011-622-5165 FAX：011-622-7311

メールアドレス seikatsu-eisei@city.sapporo.jp

本冊子へのご意見・お問い合わせは、生活環境課までお願いします。

